

平成 2 4 年

第 8 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成24年第8回定例教育委員会日程

日 時 平成24年8月28日(火) 午後1時30分から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名

川村 敏 光

日程第2 議 案

議案第1号 小中学校通学区域見直し実施計画の策定について

(学校教育課)

議案第2号 我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	小中学校通学区域見直し実施計画の策定について	・・・5
議案第 2 号	我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する 規則の一部を改正する規則の制定について	・・・6

議案第 1 号

小中学校通学区域見直し実施計画の策定について

小中学校通学区域見直し実施計画の策定を別冊のとおり策定する。

平成 2 4 年 8 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

平成 2 5 年 4 月から、根戸小学校、我孫子第四小学校及び久寺家中学校のそれぞれの通学区域の一部に選択通学区域を導入するとともに、新木小学校の通学区域の一部を布佐南小学校の通学区域に変更するため、小中学校通学区域見直し実施計画を策定するものです。

議案第 2 号

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 8 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

小中学校通学区域見直し実施計画の策定に伴い小学校及び中学校通学区域の一部の変更と選択通学区域を新設するものです。

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する
規則

我孫子市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和51年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(通学区域)</p> <p>第2条 通学区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の右欄に掲げる選択通学区域内に住所を有する小中学校の児童又は生徒の保護者は、それぞれ同表の左欄に掲げる選択対象学校への通学を選択すること(以下「小中学校一部選択制」という。)ができる。</u></p> <p><u>3 小中学校一部選択制の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(通学区域)</p> <p>第2条 通学区域は、別表第1 <u>及び別表第2</u>のとおりとする。</p>								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1" data-bbox="202 1525 743 1939"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子第一小学校の項から湖北台西小学</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	我孫子第一小学校の項から湖北台西小学	略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1" data-bbox="847 1525 1388 1939"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子第一小学校の項から湖北台西小学</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	我孫子第一小学校の項から湖北台西小学	略
学校名	通学区域								
我孫子第一小学校の項から湖北台西小学	略								
学校名	通学区域								
我孫子第一小学校の項から湖北台西小学	略								

校の項 まで 略	
新木小 学校	江蔵地、新木の一部、新 木村下、新木野 1 丁目～ 新木野 4 丁目、古戸の一 部、布佐の一部、中沼田 の一部、下沼田の一部、 大作新田の一部、 <u>南新木 3 丁目</u> 、 <u>南新木 4 丁目</u>
布佐小 学校	略
布佐南 小学校	浅間前新田、相島新田、 布佐下新田、三河屋新 田、大作新田の一部、布 佐の一部、布佐平和台 2 丁目～布佐平和台 7 丁 目、下沼田の一部、新々 田の一部、 <u>南新木 1 丁 目</u> 、 <u>南新木 2 丁目</u>

(2)の表 略

別表第 2 (第 2 条関係)

選択 対象 学校	選択通学区域
我孫 子第 一小 学校	我孫子 2 丁目 1 番～ 7 番、 同 8 番 8 号～ 99 号、我孫子 3 丁目 5 番～ 11 番、同 36 番 1 号

校の項 まで 略	
新木小 学校	江蔵地、新木の一部、新 木村下、新木野 1 丁目～ 新木野 4 丁目、古戸の一 部、布佐の一部、中沼田 の一部、下沼田の一部、 大作新田の一部、 <u>南新木 1 丁目</u> の一部、 <u>南新木 2 丁目</u> ～ <u>南新木 4 丁目</u>
布佐小 学校	略
布佐南 小学校	浅間前新田、相島新田、 布佐下新田、三河屋新 田、大作新田の一部、布 佐の一部、布佐平和台 2 丁目～布佐平和台 7 丁 目、下沼田の一部、新々 田の一部、 <u>南新木 1 丁目 の一部</u>

(2)の表 略

別表第 2 削除

我孫子第四小学校	
根戸小学校	
並木小学校	
我孫子第一小学校	緑 1 丁目 1 番 ~ 3 番、我孫子 1 丁目 1 番 ~ 21 番、我孫子 4 丁目
我孫子第四小学校	
並木小学校	
白山中学校	我孫子 2 丁目 1 番 ~ 7 番、同 8 番 8 号 ~ 99 号、我孫子 3 丁目 5 番 ~ 11 番、同
久寺家中学校	36 番 1 号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正（同条第 2 項及び第 3 項に係る部分を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 小中学校一部選択制に係る通学の申請、決定その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日（前項本文に規定する日をいう。）前においても行うことができる。